

# 平成30年度 歳末たすけあい贈呈金の配分申請のご案内

自己  
申請方式  
となります

毎年、市民の皆さまからお寄せいただく「歳末たすけあい募金」の浄財をもとに、在宅で支援を必要としている世帯に対して贈呈金として、地区民生委員・児童委員を通じて配分しておりましたが、昨年度から対象となる皆さんの自己申請による配分に変更となりました。  
今年度も配分を希望される方は、昨年度から一部対象基準要件の見直し(2-①、②)をしていますので、すべての内容をご確認の上、期日までに申請してください。

## 1. 配分対象となる世帯について ※1 2 の両方の条件に該当する世帯が対象です。

- 1 平成30年10月1日現在で、市内6ヶ月以上居住し、下記のいずれかに該当する世帯（ただし、2つ以上の該当がある場合でも対象はいずれか1つとなります）
  - 2 対象となる世帯・要件
    - ① 満75歳以上のひとり暮らし高齢者で、市民税非課税世帯
    - ② 満19歳以上の障がい者（身体障害者手帳1・2級、または療育手帳A・A）のいる世帯で、世帯全員が市民税非課税世帯
    - ③ 満18歳以下で障がい児（身体障害者手帳1・2級、または療育手帳A・A）
    - ④ 保護者のいずれかもしくは、両親が交通事故等で亡くなられた18歳（高校3年生）までの交通遺児
    - ⑤ 準要保護（教育委員会より要保護及び準要保護児童・生徒認定）世帯
- ※上記に該当する場合でも、生活保護世帯のほか、施設入所や長期入院（3ヶ月以上）などで在宅でない場合は、対象外となります。

## 2. 申請書の提出について

### 提出書類

- ① 平成30年度歳末たすけあい贈呈金配分申請書  
※必ず、申請書内の「同意書」に署名・捺印を忘れずをお願いします。  
（申請書は、社会福祉協議会窓口配布のほか、ホームページからもダウンロードできます）
- ② 障がい児・者は、身体障害者手帳もしくは療育手帳のコピー（氏名・等級が分かる部分）
- ③ 準要保護世帯は、「要保護及び準要保護児童・生徒認定通知書」のコピー

### 提出方法

上記申請書類等を10月1日（月）から10月31日（水）必着で下記事務局窓口（受付時間：日曜を除く8時30分から17時15分）、郵送、FAX等で提出してください。

申請期限

10月31日（水）必着

期限過ぎたものは受け付けられませんのでご注意ください！  
下さい！！



## 3. 贈呈金配分について

- ① 申請締切後、配分委員会において審査し、後日、審査結果通知書をお送りします。
- ② 贈呈金額は、今年度の歳末たすけあい募金額により決定します。
- ③ 贈呈は、12月中旬以降に地区担当民生委員・児童委員を通じてお配りします。

## 4. その他

身体が不自由などの理由で、ご自分で申請することが困難な場合は、下記社会福祉協議会もしくは、地区の民生委員・児童委員にご相談ください。

## 5. 申請書の提出・問合せ先

〒302-0116 守谷市大柏954-3 いきいきプラザ・げんき館内 守谷市社会福祉協議会  
電話 0297-45-0088 FAX 0297-48-5554  
ホームページ <http://www.moriya-shakyo.com> メール [shakyo.moriya.954-3@ace.ocn.ne.jp](mailto:shakyo.moriya.954-3@ace.ocn.ne.jp)